

特別展

部落差別解消推進法とは…

全ての人の人権が尊重されることを基本に、部落差別のない社会の実現を目的としています。



順路1

第一条 (目的)

現在もお部落差別があります。情報化社会が進んだ現在、差別はさらに形を変えています。日本国憲法では「全ての国民に基本的人権の享有を保障する」ことが定められています。これは全ての人の権利であり、部落差別は必ずなくさなければならないことから、法律を作り、国と県や市町村などが責任をもち、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

なぜ法律ができたの？



身元調査
結婚差別・不正取得



差別はがき・ビラ・落書き



インターネットの悪用

第二条 (基本理念)

部落差別をなくすことは、全ての人は誰もが基本的人権をもって生まれ、かけがえのない一人ひとりとして尊重されることを基本としています。さらに、部落差別をなくす必要があることを一人ひとりが理解してこそ、実現していくことができます。

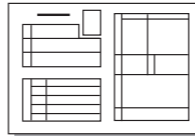
人権は、みんなが持っている大切なものだよ

第三条 (国及び地方公共団体の責務)

国は責任をもって、どうすれば部落差別をなくすことができるのか考え、工夫し、県や市町村に伝えます。県や市町村も責任をもって、その地域に合った取組を実施します。

誰がどうやってなくすの？

全国高校生統一応募用紙



1973年(昭和48年)、履歴書から本人の能力に関係のない記入欄が取り除かれました。1996年(平成8年)に改定し、さらに10年ごとに見直しが進められています。

今まででもやっていたけど、やってきました。工場のねえ、います。

登録型本人通知制度



戸籍謄本などの不正取得を防止し、個人の権利を守るために実施しています。

モニタリング

インターネットなどに差別的な書き込みがないか監視し、削除要請をしています。

福山市でもやっているよ

差別的なことに会ったらどうしよう？

第四条 (相談体制の充実)

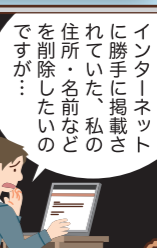
国も県や市町村も、部落差別に関わる相談のため、しっかりとした体制づくりに努めます。



仕事をするのに関係ありますか？



結婚相手の親が身元調査をして結婚を反対されています



インターネットに勝手に掲載された住所・名前などを削除したいのですが…

人権・生涯学習課、生涯学習センター

法務局 人権擁護委員

人権交流センター

コミュニティセンター・館

相談窓口

いろんな窓口で相談を受けられるようにしています

順路2

第五条 (教育及び啓発)

国は部落差別をなくすために必要な教育及び啓発を行います。県や市町村もそれぞれのやり方で取り組みます。

全国では…

自治会(町内会)や地域、学校教育、企業研修など、さまざまな所で人権問題をテーマにした教育・啓発が行われています。



子どもも、おとなも、みんなが学ぶことが大切だね

地域では…

ビデオ学習や話し合いなど、さまざまな形で住民による学習会や民主団体ごとの研修が行われています。



福山市でもやっているよ

誰もが自ら学べるように、出前講座の実施や人権平和資料館を設置しています。

身元調査お断りします



みんなの考え方は、どう変わっていくのかなあ

第六条 (部落差別の実態に係る調査)

国は、部落差別をなくすために、県や市町村と協力してどんな差別があるかを調べます。

実態調査

全国で市民を対象に意識調査を行っています。

意識が変わったかどうかは、どうやってわかるのかなあ？

ふりかえり

・法律の意義について
・部落差別やその他の差別をなくすために私たちにできること

展示を見て回って、どうだったかな？

みんなが考えていただくのが大事なんだね！

順路3

順路4

出口